

プレス工業健康保険組合
理事長 飯嶋 孝
(公印省略)

プレス工業健康保険組合 組合規約の一部改訂について

標記の件、規約第45条及び第46条を下記の通り変更しましたので公示します。

記

1. 改訂内容

- 「子ども子育て支援金」の徴収が開始されることに伴い、下記を改訂する。
- 1) 規約第45条の2に子ども子育て支援金の負担割合を加える。
 - 2) 規約第46条に子ども子育て支援金を含めるため一般保険料額等と改める。

2. 新旧対照表

新	旧	備考
第1条～第43条（略） (保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条（略） (介護保険料及び子ども子育て支援金の負担割合) 第45条（略） <u>2. 子ども子育て支援金の1. 40/2. 3は事業主、0. 90/2. 3は被保険者において負担する。</u> (特定被保険者の保険料額)…注1 第46条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被保険者たる被扶養者がある者に限る。)に関する保険料額は一般保険料額等と介護保険料額との合算額とする。 附 則 (施行期日) <u>第45条2項及び第46条は、令和8年4月1日より改訂する</u>	第1条～第43条（略） (保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の48/85は事業主、37/85は被保険者において負担する。 (介護保険料の負担割合) 第45条 介護保険料の10. 5/16は事業主、5. 5/16は被保険者において負担する。 (特定被保険者の保険料額) 第46条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被保険者たる被扶養者がある者に限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。	(追加) (新設) (追加) (追加)

3. 施行期日

2026年4月1日より

4. 参考 …注1

1) 特定被保険者の定義

特定被保険者は、介護保険料の徴収に関して特別な扱いを受ける被保険者のこと。
通常、介護保険料は40歳以上の被保険者から徴収されるが、特定被保険者は、40歳以上65歳未満の被扶養者を持つ者に、保険料が徴収されることがある。

2) 特定被保険者の具体例

- ①被保険者は海外に在住しているが、国内に40歳以上65歳未満の被扶養者を持つ場合
- ②被保険者は40歳未満であるが、40歳以上65歳未満の被扶養者を持つ場合
- ③被保険者は65歳以上(市町村に納付)であるが、40歳以上65歳未満の被扶養者を持つ場合

以上